

持続可能な行財政運営について

1 「第2期 持続可能な行財政運営プラン」の骨子と主な取組について

資料1

2 「長岡市公共建築物適正化計画 第2期計画」の骨子と主な取組について

資料2

「第2期 持続可能な行財政運営プラン」の骨子と主な取組について

1 今後の財政見通しと効果額の目標

- 財政調整基金の年度末残高は、物件費や公債費等の増加により、令和7年度から令和12年度までに38億円の減少が見込まれる。加えて、不透明感がさらに増した現下の社会経済情勢を踏まえると、さらなる収支不足の拡大と基金残高のますますの減少が懸念される。
- 第2期プランを実施しない場合、財政調整基金残高は令和11年度に11億円まで減少し、令和12年度には底をつく見通し。
- 令和12年度末の財政調整基金残高は、現行プランの取組効果額に加え、第2期プランの取組を実施することで、国の示す目安である35億円程度（標準財政規模の5%）を下回らないことを目指す。

(単位：億円)

区 分	R7	R8	R9	R10	R11	R12
歳入 A	1,420	1,380	1,371	1,333	1,328	1,317
歳出 B	1,453	1,419	1,419	1,389	1,371	1,377
収支不足額 C (A - B)	▲ 33	▲ 39	▲ 48	▲ 56	▲ 43	▲ 60

第2期行財政運営プランの取組効果額 D		5	10	15	23	30
(うち現行プランから引き続く取組の効果額を除く)		3	6	11	17	23
収支不足額 E (C + D)	▲ 33	▲ 34	▲ 38	▲ 41	▲ 20	▲ 30

財政調整基金繰入（当初予算）	ア	29	34	38	41	20	30
財政調整基金繰入（補正予算）	ア'	4					
〃 年度内繰戻し	イ	25	25	25	25	25	25
〃 差引取崩し額	ウ (ア + ア' - イ)	8	9	13	16	▲ 5	5
〃 年度末残高	前年度末残高 - ウ	81	72	59	43	48	43
第2期行財政運営プランを実施しない場合の財政調整基金残高		69	50	23	11	▲ 17	

※ 表の試算は、7月の議員協議会で示した見通しをベースに、令和6年度決算及び現時点で判明している令和7年度収支の特徴を可能な限り反映し、令和12年度までの収支を推計したもの

- 第2期プランの5年間に想定される取組効果額は約30億円
- 今後の人件費や物価の高騰に備えるため、さらなる効果額の積み増しが必要
- これを踏まえ、令和12年度までの「プランの取組効果額の目標」を30億円 + αと設定
- 計画期間開始後も、適宜、実施方法の見直しと取組項目の追加検討を行い、取組の実効性と効果額を確保するよう進捗を管理

2 柱と項目の構成

- 第2期プランは、次期総合計画の「基本目標6 市民の期待に応え、信頼される行政を推進するまち」を実現するための実行計画と位置付ける。
- 次期総合計画の基本目標を推進するための6つの「施策の柱」を、第2期プランの「柱」とし、市が目指す行財政運営の方向性をより具体的にするため、各柱に3～5つの「項目」を設定。

【次期総合計画:政策6-1】時代の変化に適応した持続可能な行政運営と市民サービスの高質化

柱1 徹底した業務改革とDXによる行政運営の生産性の向上	行政事務のスリム化
	行政事務の自動化・効率化
	柔軟で機動的な組織体制の構築
柱2 スマート行政の推進と公民連携による市民サービスの向上	誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会づくり
	どこからでも利用可能な行政サービスの実現
	地域全体の人材やノウハウを活かす公民連携の推進
柱3 行政運営を支える人材育成と魅力ある職場づくり	多様な人材が能力を最大限発揮できる職場環境づくり
	職員の長時間労働の是正とワークライフバランスの実現
	時代の変化に柔軟に対応できる人材の確保と育成
柱4 多様な視点を活かした政策立案と行政運営の透明性の向上	行政運営への多様な価値観の反映
	政策効果の検証と予算編成への反映
	より積極的な市政情報の発信

【次期総合計画:政策6-2】市政運営の基盤となる健全財政の確保

柱5 将来を見据えた経営的な視点による財政運営	多様な財源の確保と特定財源の有効活用
	使用料・手数料の適正化
	事業・補助金等の「スクラップ・フォー・ビルド」と内部事務経費の削減
	投資事業の選択と集中等による公債費負担の適正管理
柱6 人口減少などに対応した公共建築物・インフラ施設の適正管理	公共建築物の総量の抑制と削減
	公共建築物の新設・更新等を計画的かつ最適な手法で行うための仕組みづくり
	公共建築物やインフラ施設の長寿命化
	公民連携や包括的管理等による管理運営方法の最適化
	保有財産の有効活用

3 主な取組

柱1 徹底した業務改革とDXによる行政運営の生産性の向上

- ・ 職員数の削減と組織体制のスリム化
- ・ 行政システムの標準化等に伴う事務の効率化、定型業務の自動化の推進
- ・ 行政事務の生産性向上に向けた生成 A I の積極的な活用
- ・ 各種冊子、報告書、契約関係書類などの電子化によるペーパーレスの推進
- ・ 農地に関する許可申請に伴う現地調査に航空写真を活用
- ・ 公金収納における地方税共通納税システム（e L T A X）の活用
- ・ 学校管理・保育園調理業務、集団検診運営業務、総務事務などの委託化の推進

柱2 スマート行政の推進と公民連携による市民サービスの向上

- ・ 葬儀後の手続きなどの窓口手続きのオンライン化、「書かない窓口」の拡充
- ・ 保育認定・入園申請、道路占用許可申請などの各種手続きのオンライン化
- ・ 施設使用料などの各種収納事務のキャッシュレス化
- ・ マイナンバーカードの活用による証明発行サービスの自動化
- ・ 指定管理者制度の運用改善

柱3 行政運営を支える人材育成と魅力ある職場づくり

- ・ 働く場所を自ら選択し、業務効率化やワークライフバランスの実現を目指す新しい働き方（A B W：アクティビティ・ベースド・ワーキング）の推進
- ・ カスタマーハラスメント対策やコンプライアンス研修、モチベーション向上につながる各種研修等の充実やリスクリングの推奨
- ・ 社会情勢を踏まえた職員採用や P R 手法などの見直し
- ・ 時間外勤務の削減

柱4 多様な視点を活かした政策立案と行政運営の透明性の向上

- ・ 政策決定や意思決定の場への積極的な女性の登用
- ・ 指標と目標値などの客観的データによる政策・施策の効果検証
- ・ 予算発表資料の見直し（総合計画等との関係性や事業別の財源内訳の新規掲載）
- ・ 市の計画・報告書等のデジタルデータの体系的な公開

柱5 将来を見据えた経営的な視点による財政運営

- ・ 公共施設使用料、水道料金、下水道使用料、廃棄物処理手数料などの各種使用料・手数料等の適正化
- ・ イベントなどへの事業費補助、外郭団体・各種団体への運営費補助などの見直し
- ・ ふるさと納税、財産の売却などによる財源確保
- ・ 各種基金の効果的な運用
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金、市展出品料などの見直し
- ・ 庁内や県等で実施している類似業務・サービスの再編や一元化
- ・ 市が事務局を務める協議会や団体等の解散や業務の移管
- ・ 消防団員定数の適正化
- ・ 敬老会など 75 歳以上の高齢者を対象とした慶事のあり方の検討
- ・ 保育園の通園支援のあり方の検討

柱6 人口減少などに対応した公共建築物・インフラ施設の適正管理

- ・ 小・中学校校舎の改築に伴う公共施設の集約化・複合化の推進
- ・ 道路、公園などのインフラ、学校・保育園などの公共施設の計画的な修繕と長寿命化
- ・ 道路・街路樹等の維持管理業務への包括的管理委託の導入・拡大
- ・ 道路積雪センサーの導入、除雪路線の見直しなどによる効率的な除雪体制の構築
- ・ 農業集落排水施設の老朽化に伴う廃止と公共下水道への統合
- ・ 支所庁舎と同一建物・同一敷地内のコミュニティセンター等の一括管理
- ・ アオーレ長岡や支所庁舎における清掃・警備水準の見直し
- ・ 小規模体育施設等における電子錠（スマートロック）の活用
- ・ [この他の公共建築物に関する主な取組](#)
➡ [資料 2 「公共建築物適正化計画 第 2 期計画の骨子と主な取組」に掲載](#)

「第2期 持続可能な行財政運営プラン」の具体的な取組について

1－1 水道料金の改定（案）について

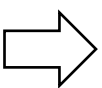
1 改定の内容

（1）改定の時期及び改定率

- 改定の時期（施行日） 令和8年7月1日
- 改定率 平均28％の増額
（個別の改定率は口径・使用水量により変化）

（2）料金表改定の考え方

- 日本水道協会の水道料金算定要領に基づき算定
- 現行の**口径別の基本料金と、従量料金の二部料金制**の料金体系を維持する
（口径13mm・20mmにおける2段階の増額型を維持し、少量使用者への配慮を継続）
- 県内においても比較的水準が低く、人口減少の影響を受けにくい**基本料金部分の改定割合を高める**
（基本料金改定率：平均54％増 従量料金改定率：一律20％増）



【参考】口径20mm・月20㎡使用時は、税込1,100円の増額となる
各口径において使用量が多くなるにつれ、改定率はゆるやかになる

2 料金新旧比較表（1か月）【税抜】

（単位：円）

用途	給水管の口径	現行		改定案			
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金		
一般給水	13mm	480	・ 1㎡から10㎡ 1㎡につき60	・ 11㎡以上 1㎡につき165	700	・ 1㎡から10㎡ 1㎡につき72	・ 11㎡以上 1㎡につき198
	20mm	990			1,540		
	25mm	1,570	1㎡につき165		2,540	1㎡につき198	
	30mm	2,400			4,000		
	40mm	4,790			8,110		
	50mm	9,040			14,320		
	75mm	24,500			41,040		
	100mm	50,700			86,670		
	150mm以上	管理者が別に定める額		管理者が別に定める額			
浴場給水	一般給水に同じ		1㎡につき20		一般給水に同じ	1㎡につき24	
臨時給水	一般給水に同じ		1㎡につき330		一般給水に同じ	1㎡につき396	

支払額は上記料金表の基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額となる

1－2 下水道使用料の改定（案）について

1 改定の内容

（1）改定の時期及び改定率

- 改定の時期（施行日） 令和8年7月1日
- 改定率 平均10％の増額
（1契約につき1か月あたり176円～6,314円の増額）

（2）使用料改定の考え方

- 汚水排出量が多くなるほど、1㎡あたりの単価が段階的に高くなるスライド制の料金体系を維持する
- 使用料収入の増により、一般会計からの赤字補填の繰入を削減する
削減額：約4億円の見込（令和8年度は9月検針からとなるため、約2.3億円）
- 令和5、8、11年度の計3回の改定で経費回収率100％を目指す計画としており、改定から3年後に見直しを行う

【参考】月20㎡使用時の影響額 税込2,596円 → 2,970円（374円増）

2 使用料新旧比較表（1か月）【税抜】

（単位：円）

区分	汚水排出量	使用料	
		現行	改定案
基本料金	8㎡まで	880	1,040
超過料金 (1㎡につき)	8㎡超～10㎡まで	110	130
	10㎡超～40㎡まで	126	140
	40㎡超～100㎡まで	148	160
	100㎡超～500㎡まで	169	180
	500㎡超	190	190

支払額は上記料金表の基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額となる

【参考】口径20mm、月20㎡使用時の上下水道料金を合わせた影響額
税込6,160円 → 7,634円（1,474円増）

改定の影響額（１か月） 【税込】 一覧

口径 使用水量	13mm（件数割合52.1%）							
	水道料金			下水道使用料			合計額	
	現行	改定案	増加額	現行	改定案	増加額	増加額	増額率
0	528	770	242	968	1,144	176	418	27.9%
5	858	1,166	308	968	1,144	176	484	26.5%
10	1,188	1,562	374	1,210	1,430	220	594	24.8%
15	2,095	2,651	556	1,903	2,200	297	853	21.3%
20	3,003	3,740	737	2,596	2,970	374	1,111	19.8%
25	3,910	4,829	919	3,289	3,740	451	1,370	19.0%
30	4,818	5,918	1,100	3,982	4,510	528	1,628	18.5%
35	5,725	7,007	1,282	4,675	5,280	605	1,887	18.1%
40	6,633	8,096	1,463	5,368	6,050	682	2,145	17.9%
45	7,540	9,185	1,645	6,182	6,930	748	2,393	17.4%
50	8,448	10,274	1,826	6,996	7,810	814	2,640	17.1%
55	9,355	11,363	2,008	7,810	8,690	880	2,888	16.8%
60	10,263	12,452	2,189	8,624	9,570	946	3,135	16.6%

※件数割合は令和 6 年度末時点のもの

口径 使用水量	25mm（件数割合2.1%）							
	水道料金			下水道使用料			合計額	
	現行	改定案	増加額	現行	改定案	増加額	増加額	増額率
0	1,727	2,794	1,067	968	1,144	176	1,243	46.1%
10	3,542	4,972	1,430	1,210	1,430	220	1,650	34.7%
20	5,357	7,150	1,793	2,596	2,970	374	2,167	27.2%
30	7,172	9,328	2,156	3,982	4,510	528	2,684	24.1%
40	8,987	11,506	2,519	5,368	6,050	682	3,201	22.3%
50	10,802	13,684	2,882	6,996	7,810	814	3,696	20.8%
60	12,617	15,862	3,245	8,624	9,570	946	4,191	19.7%
70	14,432	18,040	3,608	10,252	11,330	1,078	4,686	19.0%
80	16,247	20,218	3,971	11,880	13,090	1,210	5,181	18.4%
90	18,062	22,396	4,334	13,508	14,850	1,342	5,676	18.0%
100	19,877	24,574	4,697	15,136	16,610	1,474	6,171	17.6%
200	38,027	46,354	8,327	33,726	36,410	2,684	11,011	15.3%
300	56,177	68,134	11,957	52,316	56,210	3,894	15,851	14.6%
400	74,327	89,914	15,587	70,906	76,010	5,104	20,691	14.2%
500	92,477	111,694	19,217	89,496	95,810	6,314	25,531	14.0%
1,000	183,227	220,594	37,367	193,996	200,310	6,314	43,681	11.6%
2,000	364,727	438,394	73,667	402,996	409,310	6,314	79,981	10.4%
3,000	546,227	656,194	109,967	611,996	618,310	6,314	116,281	10.0%
4,000	727,727	873,994	146,267	820,996	827,310	6,314	152,581	9.9%
5,000	909,227	1,091,794	182,567	1,029,996	1,036,310	6,314	188,881	9.7%
10,000	1,816,727	2,180,794	364,067	2,074,996	2,081,310	6,314	370,381	9.5%

口径 使用水量	20mm（件数割合44.3%）							
	水道料金			下水道使用料			合計額	
	現行	改定案	増加額	現行	改定案	増加額	増加額	増額率
0	1,089	1,694	605	968	1,144	176	781	38.0%
5	1,419	2,090	671	968	1,144	176	847	35.5%
10	1,749	2,486	737	1,210	1,430	220	957	32.3%
15	2,656	3,575	919	1,903	2,200	297	1,216	26.7%
20	3,564	4,664	1,100	2,596	2,970	374	1,474	23.9%
25	4,471	5,753	1,282	3,289	3,740	451	1,733	22.3%
30	5,379	6,842	1,463	3,982	4,510	528	1,991	21.3%
35	6,286	7,931	1,645	4,675	5,280	605	2,250	20.5%
40	7,194	9,020	1,826	5,368	6,050	682	2,508	20.0%
45	8,101	10,109	2,008	6,182	6,930	748	2,756	19.3%
50	9,009	11,198	2,189	6,996	7,810	814	3,003	18.8%
55	9,916	12,287	2,371	7,810	8,690	880	3,251	18.3%
60	10,824	13,376	2,552	8,624	9,570	946	3,498	18.0%

口径 使用水量	75mm（件数割合0.1%）							
	水道料金			下水道使用料			合計額	
	現行	改定案	増加額	現行	改定案	増加額	増加額	増額率
0	26,950	45,144	18,194	968	1,144	176	18,370	65.8%
10	28,765	47,322	18,557	1,210	1,430	220	18,777	62.6%
20	30,580	49,500	18,920	2,596	2,970	374	19,294	58.2%
30	32,395	51,678	19,283	3,982	4,510	528	19,811	54.5%
40	34,210	53,856	19,646	5,368	6,050	682	20,328	51.4%
50	36,025	56,034	20,009	6,996	7,810	814	20,823	48.4%
60	37,840	58,212	20,372	8,624	9,570	946	21,318	45.9%
70	39,655	60,390	20,735	10,252	11,330	1,078	21,813	43.7%
80	41,470	62,568	21,098	11,880	13,090	1,210	22,308	41.8%
90	43,285	64,746	21,461	13,508	14,850	1,342	22,803	40.2%
100	45,100	66,924	21,824	15,136	16,610	1,474	23,298	38.7%
200	63,250	88,704	25,454	33,726	36,410	2,684	28,138	29.0%
300	81,400	110,484	29,084	52,316	56,210	3,894	32,978	24.7%
400	99,550	132,264	32,714	70,906	76,010	5,104	37,818	22.2%
500	117,700	154,044	36,344	89,496	95,810	6,314	42,658	20.6%
1,000	208,450	262,944	54,494	193,996	200,310	6,314	60,808	15.1%
2,000	389,950	480,744	90,794	402,996	409,310	6,314	97,108	12.2%
3,000	571,450	698,544	127,094	611,996	618,310	6,314	133,408	11.3%
4,000	752,950	916,344	163,394	820,996	827,310	6,314	169,708	10.8%
5,000	934,450	1,134,144	199,694	1,029,996	1,036,310	6,314	206,008	10.5%
10,000	1,841,950	2,223,144	381,194	2,074,996	2,081,310	6,314	387,508	9.9%

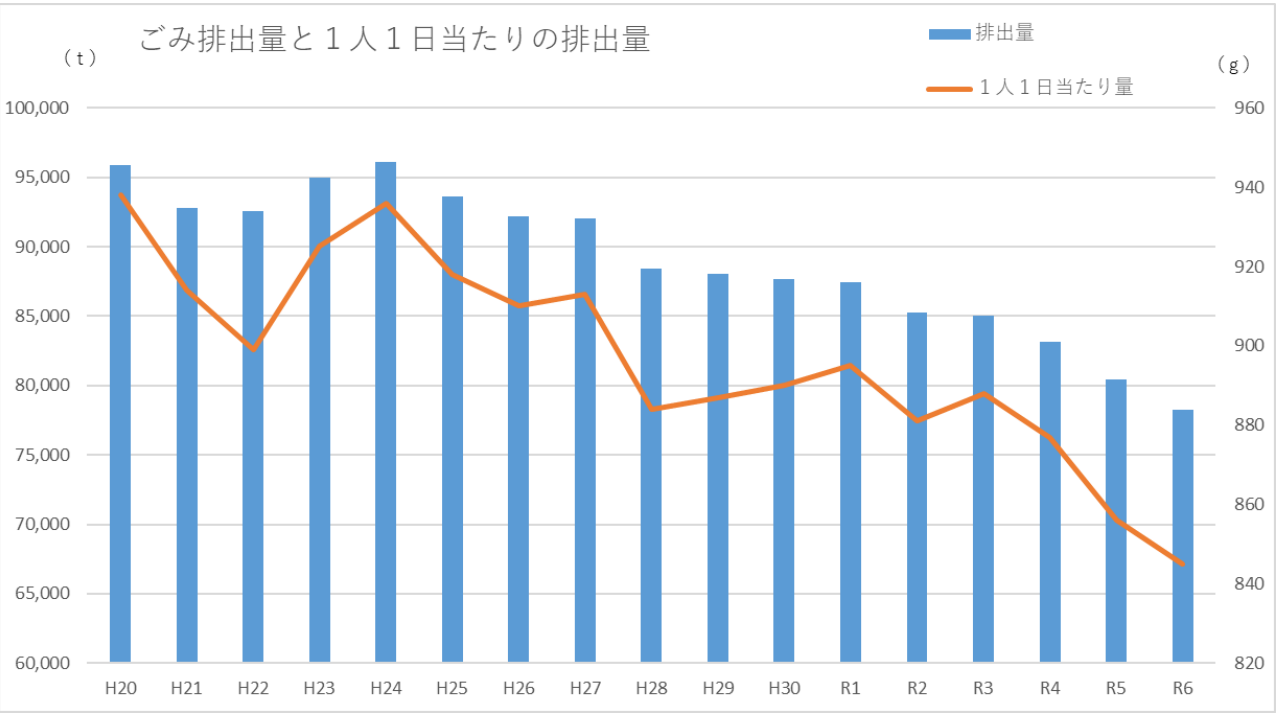
2 ごみ処理手数料の改定について

1 趣旨

平成 20 年から据え置いてきた「粗大ごみ処理手数料」及び「家庭系ごみ処理手数料（燃やすごみ、燃やさないごみ）」、令和 5 年度に改定した「事業系ごみ処理手数料（燃やすごみ）」について、ごみ処理経費の増加を踏まえ、適正な受益者負担とごみの発生抑制の観点から改定するもの

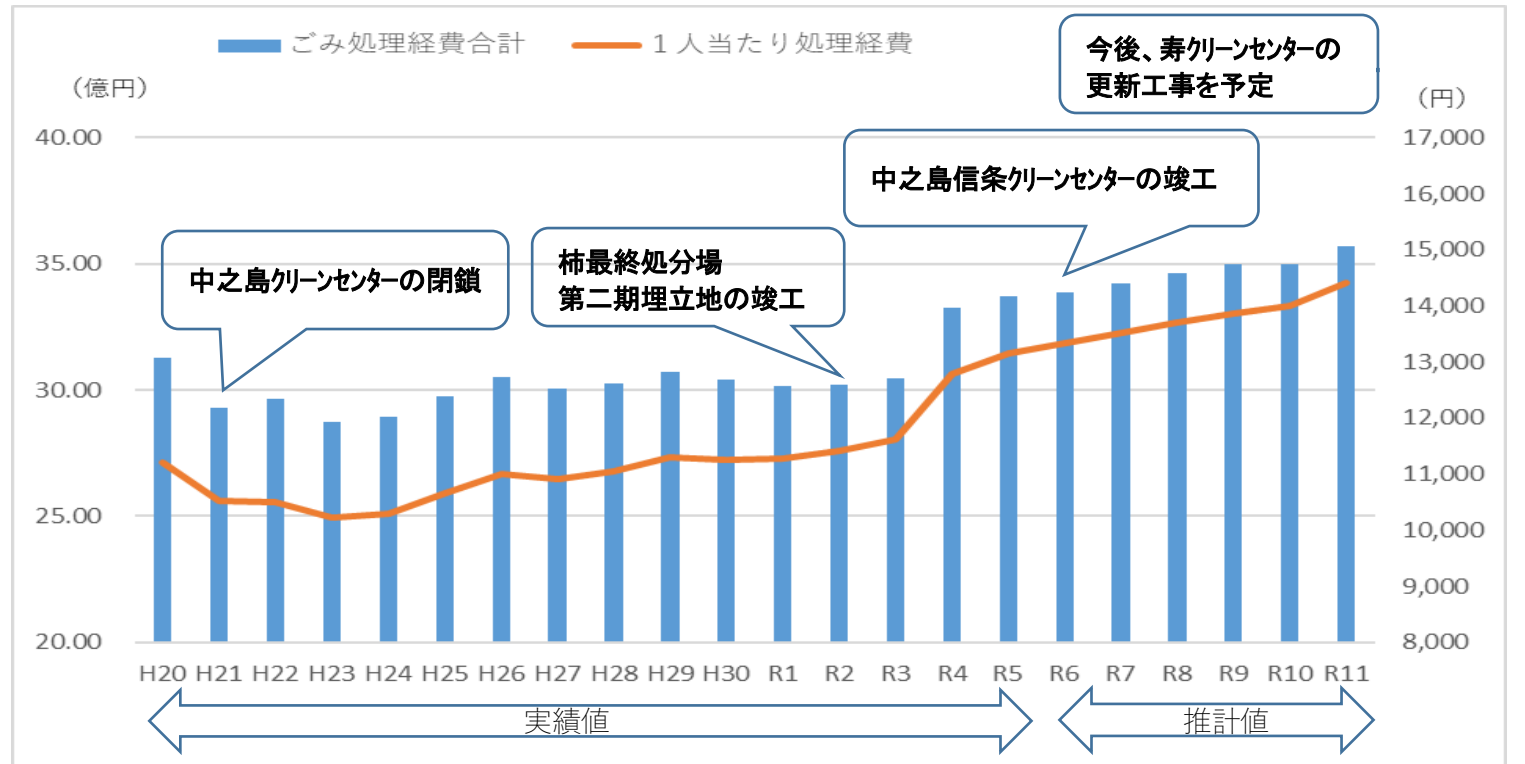
なお、生ごみは、燃やすごみからの分別を促進するため、改定しない。

2 ごみ排出量の現状



年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ排出量 (t)		95,910	92,781	92,580	94,997	96,073	93,619	92,161	92,008	88,407	88,066	87,662	87,417	85,277	85,009	83,145	80,466	78,271
内訳	粗大ごみ	869	873	945	949	1,067	1,125	1,052	1,164	1,039	1,064	1,170	1,231	1,315	1,364	1,277	1,271	1,200
	家庭系	63,352	61,831	61,878	65,180	66,003	62,281	61,217	60,718	57,272	57,219	56,644	56,353	56,346	55,884	54,268	52,006	50,340
	事業系	31,689	30,077	29,757	28,868	29,003	30,213	29,892	30,126	30,096	29,783	29,848	29,833	27,616	27,761	27,600	27,189	26,731
年度末人口		279,342	278,197	282,099	280,740	281,100	279,507	277,373	275,361	273,881	272,016	269,920	267,642	265,171	262,387	259,852	256,731	253,871
1人1日当たりごみ排出量 (g)		938	914	899	925	936	918	910	913	884	887	890	895	881	888	877	856	845

3 ごみ処理経費の現状と今後の見通し

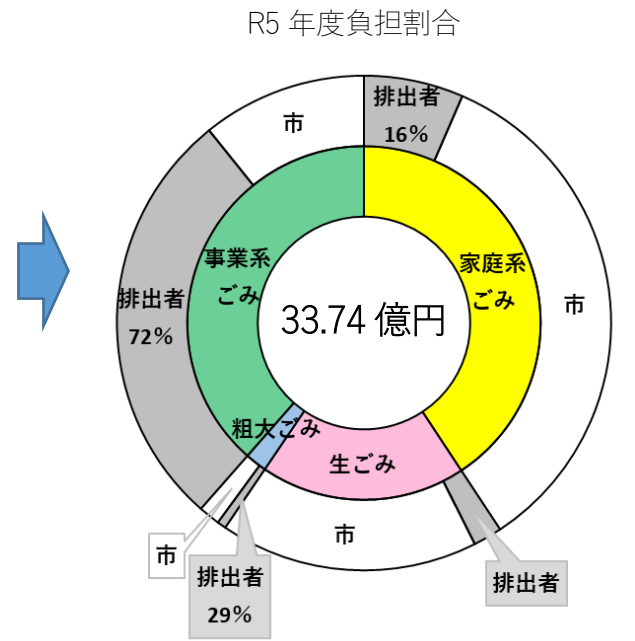


年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ごみ処理経費合計 (億円)	31.28	29.27	29.63	28.73	28.92	29.76	30.53	30.03	30.25	30.72	30.40	30.17	30.23	30.47	33.24	33.74	33.87	34.24	34.61	34.99	34.99	35.69
処理経費/人 (円)	11,199	10,525	10,504	10,236	10,289	10,650	11,009	10,906	11,047	11,294	11,266	11,275	11,404	11,614	12,795	13,144	13,342	13,527	13,696	13,865	14,011	14,420

4 受益者の負担割合

	市が目指す負担割合	H20年度 分け方出し方統一	R5年度
家庭系 〔燃やすごみ 燃やさないごみ〕	2～3割	22%	16%
粗大ごみ	5割程度	39%	29%
事業系 (燃やすごみ)	10割	48%	72%

※事業系については、緩和措置継続中



5 スケジュール (案)

- 令和 9 年 7 月 粗大ごみ処理手数料の改定
- 令和 11 年 10 月 家庭系ごみ・事業系ごみ処理手数料の改定

3 施設使用料の現状等

1 現状

ア 受益者負担割合

- ・一斉見直しを実施した平成 10 年度以降、消費税率、光熱費や各種委託料・点検手数料等の増額などに伴い管理運営費（A）が大きく増えてきたが、使用料を改定してこなかった施設が多い。⇒過去 20 年以上使用料改定していない施設：139 施設（63.2%）
- ・高齢者福祉施設、スポーツ施設及び文化施設とも、平成 10 年度に設定した受益者負担の割合（ア）を実際の割合（G）が大きく下回っている状況。
- ・観光・レクリエーション施設は、市外利用者が多く、民間競合施設も多い等のことから、建設費や管理運営費に対する交付税措置も極めて限られており、高い採算性が求められるが、実際の受益者負担割合（G）は 50%を下回っている。

イ 利用料減免

- ・本来の使用料収入に占める減免金額の割合（E）は、高齢者福祉施設で 24.4%、スポーツ施設で 28.4%、文化施設で 26.7%であり、減免した使用料を補てんするための一般財源負担（D）は全施設合計で 215,367 千円となっている。
- ・管理運営費に占める使用料減免総額の割合（F）は、高齢者福祉施設で 1.8%、スポーツ施設で 8.1%、文化施設で 4.6%と、施設区分で異なる。
- ・使用料を条例に規定しているにもかかわらず、9 割超を減免している施設が 30 施設（13.6%）ある。

2 今後の取組

ア 課題

- ・消費税、光熱費その他物価等の変動等により、管理運営費が増加している一方で、使用料水準を長年据え置いている施設が多い。
- ・減免総額が本来の使用料収入の 4 分の 1 弱を占めており、減免の適用が常態化している施設もある。
⇒増加した管理運営費や減免した使用料に対する補てんは、一般財源。このことは、施設利用者の使用料負担を長年変えてこなかったことで、逆に、施設を使用していない者も含むすべての市民の負担が相対的に増えたことになり、受益者と公費の負担の均衡や負担の公平性の確保に課題がある。

イ 今後の取組

- ・目的、利用実態、直近の物価及び労務費等に基づく管理運営費用及び料金水準について再点検・精査した上で、受益者負担の原則に基づく料金算定及び減免の基準等を改めて策定。
- ・策定した基準に基づき、各施設の使用料を改定。

主な公共施設の令和 6 年度実績

（単位：千円）

		高齢者福祉施設	スポーツ施設	文化施設	観光・レクリエーション施設	公共施設 総合計 ※ 1
A	管理運営費	392,488	692,901	973,792	524,870	4,615,792
B	使用料収入	22,451	141,678	123,949	218,517	732,750
C	収支 B－A	▲ 370,037	▲ 551,223	▲ 849,843	▲ 306,353	▲ 3,883,042
D	減免金額	7,228	56,198	45,064	172	215,367
E	本来の収入額に占める 減免割合 D／（B＋D）	24.4%	28.4%	26.7%	0.1%	22.7%
F	管理運営費に占める使 用料減免の割合 D／A	1.8%	8.1%	4.6%	0.0%	4.7%
G	実際の受益者負担割合 （B＋D）／A	7.6%	28.6%	17.4%	41.7%	20.5%
ア	H10設定の受益者負担 割合	50.0%	50.0%	50.0%		
イ	アの負担割合で設定し た場合の収入見込額 A×ア	196,244	346,451	486,896	393,653 ※ 2	
ウ	イの収入見込額と現行 使用料収入との比較 イ－（B＋D）	166,565	148,575	317,883	174,964	

※ 1 条例により使用料を徴収している施設の総合計

※ 2 新潟市のレクリエーション施設の負担割合（75%）を参考に試算

4 地域間で基準等が異なる制度の見直しについて

1次合併から20年が経過した現在も地域間で基準等が異なる制度がある。公平性の観点から、地域の実情を考慮しつつ、統一に向けて調整を進める。

検討対象の制度	現 状
町内会、集落などの文書配布作業及び地域活動等に対する報償制度のあり方	行政区数、世帯数によって積算される報償金に加え、地域によって積算方法が異なる地域固有分の報償金（協力費）が支払われている 1世帯当たり年額 約920円～8,800円 総額 1億8,000万円（うち地域固有分8,000万円）
体育施設の利用料金や減免基準のあり方	地域によって利用料金の基準や、減免対象が異なる 利用料金基準 体育館バスケット1面/1時間相当額で400円～約1,700円 等 減免基準 小・中学校は全額免除。その他地域によって対象が異なる
各地域の観光協会に対する補助制度のあり方	各観光協会の体制や活動状況、地域のまつりなどの実施状況に応じて補助している 1団体当たり 約310万円～2,860万円 総額 1億7,000万円
敬老会など75歳以上の高齢者を対象とした慶事のあり方	地域（概ねコミュニティセンター単位）によって実施内容及び市負担額が異なる 1人当たりの市負担額 約630円～3,700円 総額 7,000万円
保育園の通園支援のあり方	地域・園によって通園バスの有無が異なる。また通園バスがある場合、合併前からの利用料を継続しているため、利用者の負担金額が異なる 児童1人当たり月額 0円～1,600円 利用児童数 68人
消雪パイプの所有形態と維持管理費用の負担のあり方	地域によって消雪パイプの所有形態や、維持管理における行政と地元の負担関係が異なる 私有井戸が多い地域：長岡、中之島、越路、和島 市有井戸が多い地域：三島、小国、寺泊、与板、川口 消雪施設がない地域：山古志、栃尾
水道加入金制度のあり方	地域によって水道加入金額が異なる 新設1件 口径20mmの場合 0円～128,000円 年間全口径調定件数 約700件
下水道受益者負担金制度のあり方	地域によって積算方法が異なる（面積、戸数など） 1戸住宅 土地面積200㎡の場合 73,600円～272,000円 年間件数 約100件

1 計画の骨子

(1) 基本的な位置付け

ア 目的

上位計画である「長岡市公共施設等総合管理計画」及び「第2期持続可能な行財政運営プラン」等を踏まえ、効果的・効率的な活用により必要な公共サービスを持続的に提供していくため、公共建築物の総量の抑制・削減と適正な管理運営を進めることを目的とする。

イ 計画期間

5年間（令和8年度から令和12年度まで）

ウ 対象施設

市が保有する公共建築物のうち733施設、延床面積120万㎡ ※R7.3.31時点（車庫・倉庫等の小規模なもの、道路・上下水道施設等インフラ設備は含まない。）

エ 指標（達成度を評価するための具体的な数値）

人口減少が進む中にあっても、市民一人当たりの管理運営費及び延床面積の増加を抑制するという観点に基づき指標を設定。令和6年度実績値を超えないことを目指す。

指標	R6年度実績
① 市民1人当たりの管理運営費※	19,973円
② 市民1人当たり延床面積	4.7㎡

※ 光熱水費などの歳出から使用料などの歳入を引いた額

(2) 策定に当たったの基本的な考え方

見直し対象施設は、一つひとつの施設について、客観的な各種データを基に総合的に検討

見直しの対象として検討する施設	・老朽化した施設（築50年超で長寿命化工事未実施など） ・安全面で問題のある施設（耐震化未対応、特定天井を有する施設など） ・利用者数が減少している施設（H27→R元→R5と2期間連続で大きく減少） ・時代のニーズの変化により当初の目的や本来の意義が失われた施設 ・利用が特定の者に固定されている施設 ・県、近隣市町村、民間で代用できる施設 ・利用圏域が重複している施設
使用データ※	・維持管理費 ・利用者一人当たり維持管理費 ・使用料等歳入の状況 ・利用者数の推移、見込み ・管理運営に係る職員数 ・建設からの年数 ・施設の稼働率 ・補助金等の処分制限残存期間、額 ・同一地域内の公共施設の状況、類似民間施設の状況 など

※ 主要なデータ（網掛け）は近日中に公表予定

(3) 取組内容

施設の統廃合、運営方法の効率化、財源確保など各種取組を計画

種類		取組内容
1 総量の抑制と削減	1 廃止・縮小・転用	利用率が低い施設等を廃止、規模を縮小、他用途へ転用
	2 統廃合・複合化・集約化	類似機能を持つ施設を統合し、複数の機能を一つの施設に集約
	3 存続・廃止条件の設定	施設の存続・廃止の判断基準を明確化
	4 売却・譲渡	公的な役割を終えた施設や土地を民間等に売却・譲渡
	5 除却	老朽化や安全性の問題がある施設を解体・撤去し、将来的なリスクや維持費の増加を回避
2 管理・運営方法の最適化	1 開館日・開館時間の見直し	実際の利用状況に合わせて開館日や時間を調整
	2 管理水準の見直し	清掃頻度や設備点検などの管理レベルを適正化
	3 施設使用料の見直し	受益者負担の原則に基づき、適正な料金水準に見直し
3 民間との連携、民間サービス等の活用	1 包括管理委託	複数施設の管理業務を一括して民間に委託
	2 民間委託	業務を民間事業者に委託し、専門性と効率性を活用
	3 PFI	民間資金を導入し、施設整備と収益事業を一体的に実施
	4 サウディング型市場調査	民間事業者の意見を聴取し、事業化の可能性や条件を検討
4 保有財産の有効活用	1 広告設置	館内や敷地内に広告スペースを設置し、収入を確保
	2 民間貸付	施設を民間事業者に貸し出し、貸付収入を確保
	3 ネーミングライツ	施設の愛称に企業名を冠することで、収入を確保
5 庁内体制の強化	1 新設・更新要件、検討体制の見直し	新設・更新の要件設定（施設の整備、更新時は、周辺施設との機能統合・複合化を合わせて検討等）するとともに、改修工事の最適化を検討する体制を整備

(4) 効果見込み

取組により、令和12年度には管理運営費約2.4億円、延床面積約4.6万㎡の削減を見込む。
また、今後取組を追加することで、更なる上積みを図る。

(5) 計画の構成

第1章	計画策定の背景 ※第1期計画の総括
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	施設の今後の方針、評価結果等 (種別ごと 1 本庁舎 ～ 34 その他の施設) (地域ごと)
第4章	機能廃止した建築物の有効活用と処分 新規 サウディング型市場調査の活用、 公共施設等適正管理推進事業債を活用した計画的な除却
第5章	民間企業と連携した取組 新規 ネーミングライツ、PFI
第6章	本計画の取組による効果
第7章	計画策定後の流れ

2 主な取組内容

(1) 総量の抑制と削減

総量を抑制と適正な管理運営を進めるため、施設の廃止、複合化、除却等を実施・検討

【総量の抑制と削減に関する、分類ごとの方針（主なもの）】

支所庁舎	今後の地域づくりと行政機能の配置を踏まえた上で、現在、老朽化等の課題を抱える施設について、既存施設を活用した複合化を検討
小・中学校	児童生徒の望ましい教育環境整備を主目的として、継続的に複式学級が見込まれる小規模校について、将来児童・生徒数の動向や地域の実情を勘案しつつ、機能・規模の見直しや統廃合を検討 ※今後の整備方針等を「スクールフェニックスプラン計画」として策定済
保育園	セーフティネットとしての役割を担う園を残しつつ、適正な規模での集団保育を確保する観点から、入園児童数が概ね 20 人を下回る園は、将来児童数の動向や、保護者意見、類似民間施設立地状況等の地域の実情を勘案しつつ、統廃合を検討
高齢者福祉施設	利用者のニーズの変化や施設の老朽化、利用者の減少に伴い閉館した施設の利活用や除却を進めるとともに、残る施設についても、統廃合や複合化などを検討
体育館 スポーツ施設	限りある財源の中で持続可能なスポーツ施設環境の構築を図る観点から、ソフト（競技種目や志向、対象年代）とハード（施設の状況）両面からスポーツを取り巻く要素を洗い出し、地域ごとの分布を踏まえた上で検討

観光・レク	東山ファミリーランド（キャンプ場）※1	廃止	45 年		3,990 人（▲90%）	19 人	12,475 千円
	八方台いこいの森	廃止	53 年		1,470 人（▲71%）	8 人	4,286 千円
	信濃リバーサイドパーク（ゲートボール場・炊飯場）※1	廃止	28 年	有	482 人（－）	2 人	－
その他	紙の美術博物館	廃止	30 年	有	－	－	－
	如是蔵博物館（樺心軒）	廃止	74 年		－	－	－
	長岡市レクリエーション公園	縮小	22 年	有	－	－	1,203 千円
	未利用の教職員住宅	廃止	－	－	－	－	－

※1 施設全体の情報を掲載

※2 R7年度末で廃止

※3 利用者数には年度当初の在籍園児数を掲載

② 複合化・集約化

主な対象施設	取組	内容
米百俵プレイス	複合化	複数の機能（互尊文庫、NaDeC BASE、まちなかキャンプ場長岡、長岡地域若者サポートステーション等）を一つの施設に集約 ※維持管理費、面積は従前以下
川口地域交流拠点施設（仮称）		複数の機能（支所庁舎、コミュニティセンター、川口文化会館図書室、子育ての駅かわぐち、川口歴史民俗資料館）を一つの施設に集約 ※面積は従前以下
（仮称）北部地域斎場	集約化	与板無憂苑斎場と寺泊斎場を、（仮称）北部地域斎場へ集約
科学博物館使用の市内収蔵庫		市内に複数ある収蔵庫の集約を検討
市営自転車駐車場		長岡駅東口自転車駐車場を、長岡駅東口地下自転車駐車場へ集約することを検討

③ 除却

分類	主な対象施設	築年数	廃止年度
コミュニティ	旧中之島コミュニティセンター中条分室	45 年	R6
	旧中之島コミュニティセンター信条分室	51 年	R6
保健・福祉	旧社会福祉センター	41 年	H28
	与板保健センター	51 年	－
	栃尾保健福祉センター	55 年	－
高齢者	高齢者コミュニティセンターゆきわり荘	33 年	－
	旧老人憩いの家日枝の里	54 年	R7
	旧小国高齢者コミュニティセンター	43 年	H24
	旧デイサービスセンターおおの苑	47 年	R6
その他	旧栃尾白山保育園	58 年	H29
	旧栃尾郵便局	52 年	H19
	農林業資料館	44 年	－
	栃尾消防署 ※現施設	56 年	－

【取組ごとの主な対象施設】

① 廃止・縮小・転用

分類	主な対象施設	取組	築年数	耐震性	R6 年度の状況		
					年間利用者数 （対 H27 増減）	営業日 1 日当たり 利用者数	年間管理運営費 （歳出－歳入）
コミュニティ	上川西コミュニティセンター分室	転用	39 年	有	－	－	1,576 千円
	大形会館	廃止	44 年		138 人（▲52%）	－	27 千円
保育園等	十日町保育園 ※2 ※3	廃止	44 年		14 人（▲62%）	－	3,440 千円
	与板幼稚園 ※2 ※3	廃止	48 年		7 人（▲87%）	－	3,131 千円
高齢者	高齢者と子供の家 ※2	廃止	52 年		40 人（－）	10 人	120 千円
	高齢者コミュニティセンターゆきわり荘 ※2	廃止	33 年	有	1,734 人（▲68%）	7 人	3,745 千円
体育館 スポーツ	信濃川河川公園	廃止	－	有	13,776 人（▲44%）	68 人	35,661 千円
	旧悠久山屋内温水プール	転用	30 年	有	－	－	124 千円
	三島運動広場（ゲートボール場）※1	廃止	36 年	有	1,218 人（▲73%）	5 人	244 千円
	山古志運動広場	廃止	40 年	有	－	－	632 千円
	ナイター施設（大河津地区運動広場等）	廃止	－	－	－	－	－

④ 今後の施設の方向性・在り方を検討

対象施設	検討理由等	築年数	R6 年度の状況		
			年間利用者数 (対 H27 増減)	営業日 1 日当たり 利用者数	年間管理運営費 (歳出－歳入)
市営スキー場 (長岡市営、古志高原、栃尾ファミリー)	気候の温暖化に伴う少雪による営業日数の減少、市民ニーズの変化	-	61, 225 人 (-)	1, 106 人	93, 675 千円
市営駐車場 (大手口、表町、大手通り地下)	規模縮小に向けた改修や新たな手法による管理運営方法の導入等を検討し、官民連携による経営改善を図る。	-	194, 836 人 (-)	534 人	3, 283 千円
自然休養地四季の里古志	施設の老朽化、人口減少による利用者減の想定	32	5, 100 人 (▲34%)	16 人	17, 533 千円
うまみち森林公園	公園施設の設備老朽化と、市全体の類似施設の設置状況や費用対効果	45	2, 847 人 (▲13%)	14 人	5, 000 千円

(2) 管理・運営方法の最適化

○ 開館日・開館時間の見直し

利用者数など実態に応じた開館日・開館時間へ変更

主な対象施設	内容
子育ての駅	開館日の削減・開館時間の短縮を検討
山古志歯科診療所	開館日の削減を検討
スポーツ施設	月 2 回の休館日を原則とする方向で検討
図書館、栃尾美術館	開館日の削減・開館時間の短縮を検討
郷土史料館、地域資料館	冬季閉鎖、開館時間の短縮を検討
緑花センター	開館時間の短縮を検討

○ 施設使用料の見直し

受益者負担の原則に基づき、料金の算定や徴収等に係る「基準」を策定し、維持管理費や利用実態に即した適正な料金水準に見直し

(3) 民間との連携、民間サービス等の活用

○ サウディング型市場調査の推進

民間事業者等から広く意見や提案を求め、営利目的での利活用や市場性を調査

- ・ 未利用の公共建築物（旧校舎や旧園舎など、耐震性を有する大規模建築物等）について、売却等の利活用を推進
- ・ 民間事業者と連携することで有効活用の可能性が高まる公共施設について、市民サービス向上と財政負担軽減を推進

○ 包括管理委託の導入

包括管理委託は、道路や河川などの土木インフラで導入し成果を挙げている。他の分野の公共施設でも業務の効率化、質の向上を目的に、これまで各所属が業務ごとに発注していた点検、修繕等の施設管理業務をまとめて発注する「公共施設の包括管理委託」の導入を検討

(4) 保有財産の有効活用

○ ネーミングライツの導入

施設の魅力及び市民サービスの向上と、市の自主財源の確保を目的とし、「ネーミングライツ」（施設の愛称を付与する権利）を導入

県内の他自治体も導入
新潟市アイスアリーナ 1, 000 万円／年 三条市市民野球場 804 万円／年
燕市子供遊戯施設 180 万円／年 など